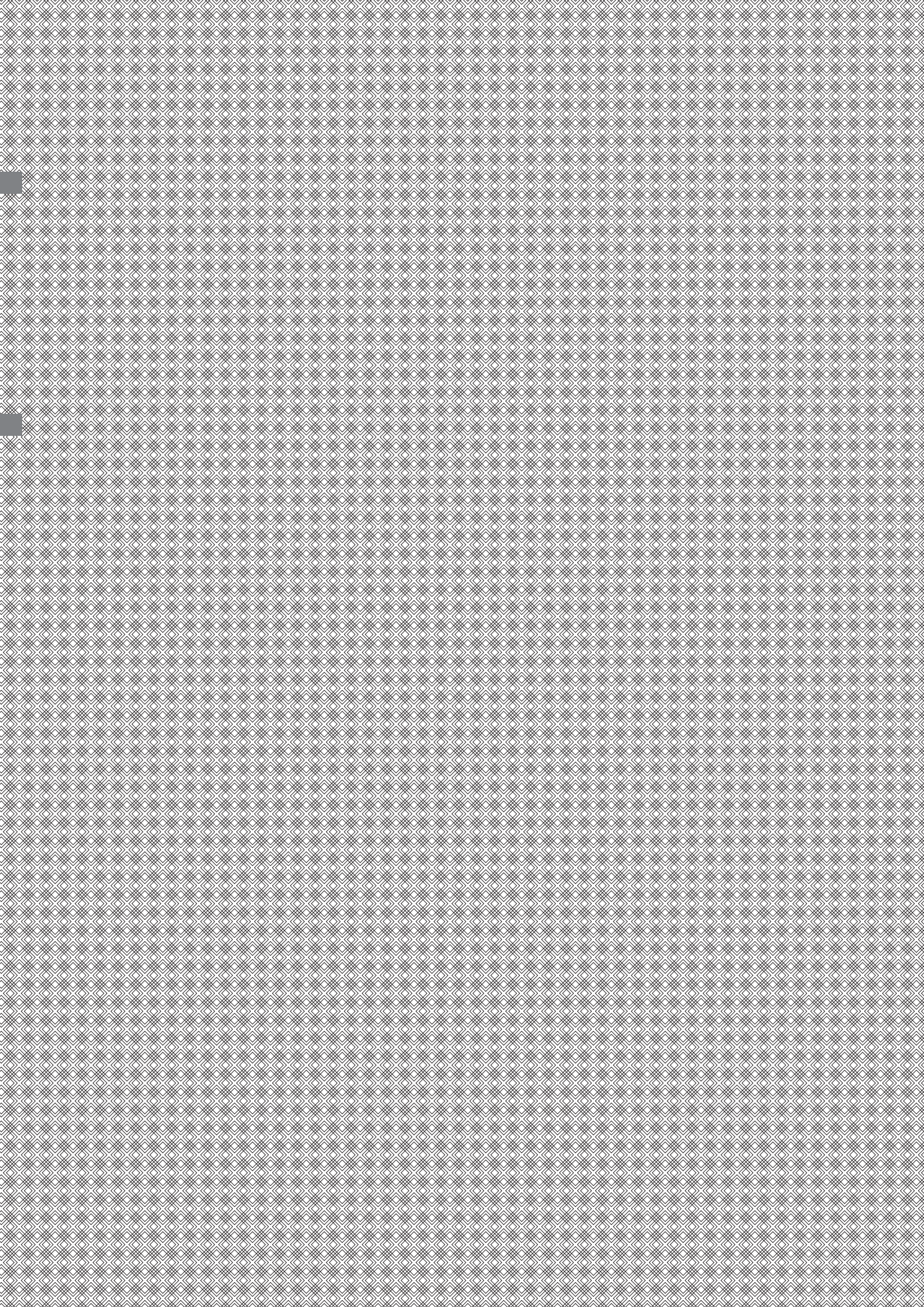


消費税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和8年4月3日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「F 1～F 12」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 (30 点)

次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 消費税の納税義務に関して、次のイ～ニに掲げる取引等に起因して、消費税法第 9 条第 1 項以外の規定により、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務が免除されないこととなる期間又は課税期間の生じることがある場合には、その免除されないこととなる期間又は課税期間について簡潔に述べなさい。

イ 新たに内国法人を設立した場合又は外国法人が国内で事業を開始した場合

ロ 法人が設立 2 期目に設備投資を行い、税抜価格 150 万円の機械装置を購入した場合

ハ 法人が設立 10 期目に設備投資を行い、税抜価格 1,500 万円の機械装置を購入した場合

ニ 飲食店の事業主(適格請求書発行事業者の登録を受けている。)であった親が死亡して、
給与所得者であった子が相続によりその事業を承継した場合

(注 1) 「消費税課税事業者選択届出書」(消費税法第 9 条第 4 項に規定する届出書)、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」(同法第 19 条第 1 項に規定する届出書)及び「消費税簡易課税制度選択届出書」(同法第 37 条第 1 項に規定する届出書)は提出していないこととする。また、特に断りのない限り、特定プラットフォーム事業者の指定及び適格請求書発行事業者の登録は受けていないこととする。

(注 2) 消費税法第 9 条の 2《前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例》、同法第 11 条《合併があった場合の納税義務の免除の特例》及び同法第 12 条《分割等があった場合の納税義務の免除の特例》について触れる必要はない。また、消費税法の各規定に定義された用語の意義及び消費税法施行令の内容についても触れる必要はない。

- (2) 課税資産の譲渡等、特定課税仕入れ及び外国貨物の保税地域からの引取りについて、消費税の納税義務者及び納税義務が成立する時期を、それぞれ簡潔に述べなさい。

問 2 (20 点)

消費税法に関する次の(1)～(4)の内容の正誤を答え、その正誤についての理由を法令に沿って説明しなさい。なお、いずれも国内において行われた取引とする。

- (1) 機械製造業を営む内国法人 A 社は、適格請求書発行事業者の登録を受けている課税期間中に、単価 1 万 5 千円(税抜価格)の製品を卸売業者である甲社(課税事業者)に該当する。)に対して 500 個販売し、売上代金の請求に際しては、甲社からの申し出もあり適格請求書を交付した。後日、納品した製品に不具合があったとの理由で、甲社から製品 10 個が返品され、売上代金を返金することとなったが、返品を受けた際、甲社から特段の申し出もなかったため適格返還請求書は交付しなかった。

- (2) 平成 24 年 10 月 1 日に設立された B 社は、ブランド品等の買取・販売業を営む 9 月決算の内国法人であり、設立以来、令和 6 年 9 月期の課税期間(令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの課税期間)まで課税事業者に該当しているが、適格請求書発行事業者の登録は受けていない。

B 社の令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの課税期間における課税売上高は 1,340 万円、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの課税期間における課税売上高は 950 万円、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間における課税売上高及び給与支払額は、いずれも 1,000 万円以下である。

B 社は、令和 6 年 7 月 31 日に設立後初めて「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第 37 条第 1 項に規定する届出書)を提出し、令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日までの課税期間については簡易課税制度を適用して消費税の確定申告を行い、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの課税期間は免税事業者に該当するとして、消費税の確定申告は行わなかった。

B 社は、令和 6 年 8 月 14 日及び同年 9 月 3 日に国内の事業者から金地金をそれぞれ 88 万円及び 143 万円で購入している。

なお、B 社は「消費税課税事業者選択届出書」(同法第 9 条第 4 項に規定する届出書)を提出したことはない。また、合併、分割等は行っておらず、高額特定資産は購入していない。

- (3) C 社はゲームアプリの開発及び配信を行う 12 月決算の外国法人(課税事業者に該当し、日本国内に支店等は有していない。)である。

C 社は、消費税法第 15 条の 2 の規定により国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してアプリの配信を行い、当該特定プラットフォーム事業者を介して利用者からアプリの利用料を収受しており、当該アプリの配信は、規約に同意すれば誰でも利用可能なものである。

C 社は、日本国内に居住している利用者に対する当該アプリの配信について、C 社が国内において行う課税資産の譲渡等に該当するとして、令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの課税期間に係る消費税の確定申告を行った。

- (4) D 社は贈答品などを扱う小売業を営む内国法人であり、適格請求書発行事業者の登録を受けているが、これ以外には消費税に関する申請書や届出書を提出したことによる許可、承認又は指定は受けていない。

今般、D 社経営の店舗に、日本に派遣されている X 国大使館の大使が来店し、外交用に必要なものとして贈答品を購入したいと申し出があり、法令に定める証明書の提示及び必要事項が記載された書類の提出を受けたため、当該贈答品の譲渡について免税販売を行った。

なお、D 社は当該提出を受けた書類を法令に沿って適正に保存している。また、X 国においても、X 国に派遣されている日本の大使等が行う同様の購入に対して、取引金額等に制限なく X 国の付加価値税が免除されている。

〔第二問〕 — 50 点 —

甲は、主に自動二輪車及び自転車の販売店(以下「甲店」という。)を経営して 30 年目になる個人事業者である。甲の子である乙はそれまで事業を行ったことはなかったが、令和 7 年 7 月に自転車の販売、レンタサイクル及びサイクリングイベントの企画運営を行う事業(以下「乙事業」という。)を開始した。甲及び乙の令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの課税期間(以下「当課税期間」という。)における取引の状況等は、次の【資料】のとおりである。

当課税期間における甲及び乙の納付税額又は還付税額について、この【資料】に基づき、答案用紙の指示に従って「Ⅰ 納税義務の判定」、「Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算」、「Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等」、「Ⅳ 差引税額及び控除不足還付税額の計算」、「Ⅴ 中間納付税額の計算」及び「Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算」において、それぞれの計算過程(内容を明示し、判断を要する部分については、その理由を含む。)を示して答えなさい。

【計算に当たっての前提事項】

- (1) 会計帳簿における経理については、全て消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)を含んだ金額により経理(税込経理)している。
- (2) 取引等は、特に断りのある場合を除き、次のとおりとする。
 - ・ 国内において行われたものである。
 - ・ 課税仕入れの相手方は、適格請求書発行事業者であるものとする。
 - ・ 課税仕入れは、1 回の取引に係る課税仕入れの支払対価の税込金額が 1 万円未満であることが明らかなものを除き、所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号)附則第 53 条の 2《請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置》の規定の適用対象とならないものとする。
 - ・ 収入及び支出において消費税等の経過措置により旧税率が適用される取引は無いものとする。
 - ・ 本問において、「飲食料品」とは、食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)第 2 条第 1 項に規定する食品(酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 2 条第 1 項に規定する酒類を除く。)をいうものとし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する医薬品及び医薬部外品を含まないものとする。
- (3) 課税標準額に対する消費税額の計算は消費税法第 45 条第 5 項《消費税額の積上げ計算》の規定の適用を受けないものとし、課税仕入れに係る消費税額の計算は消費税法施行令第 46 条第 3 項《課税仕入れに係る支払対価の合計額から割り戻す方法による消費税額の計算》の規定の適用を受けるものとする。
- (4) 仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算は消費税法施行令第 52 条第 1 項《仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとし、売上に係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算は同令第 58 条第 1 項《売上に係る対価の返還等の金額に係る消費税額の計算の特例》の規定の適用を受けないものとする。

のとする。

- (5) 確定申告により納付すべき消費税額(以下「納付税額」という。)又は還付を受けるべき消費税額(以下「還付税額」という。)の計算に当たって、消費税法令の規定に基づき適用される計算方法が2以上ある事項については、それぞれの計算方法による計算結果を示し、納付税額が最も少なくなる又は還付税額が最も多くなる方法を採用するものとする。
- (6) 令和8年9月30日に、乙の父である甲が死亡したことにより、乙は甲店を相続により承継した。

なお、法定相続人は乙のみである。

- (7) 甲が事業開始以後に提出した申請書及び届出書の提出日は次のとおりであり、これら以外に提出したものはない。

- ・ 「消費税簡易課税制度選択届出書」(消費税法第37条第1項に規定する届出書)

平成16年12月1日

- ・ 「適格請求書発行事業者の登録申請書」(消費税法第57条の2第2項に規定する申請書。以下同じ。) 令和5年2月15日(この申請書の提出により、登録年月日を令和5年10月1日とする「適格請求書発行事業者の登録通知書」を受領した。)

- (8) 乙が事業開始以後に提出した申請書及び届出書の提出日は次のとおりであり、これら以外に提出したものはない。

- ・ 甲に係る「適格請求書発行事業者の死亡届出書」(消費税法第57条の3第1項に規定する届出書) 令和8年11月20日
- ・ 「適格請求書発行事業者の登録申請書」 令和8年11月20日(この申請書の提出により、登録年月日を令和8年12月15日とする「適格請求書発行事業者の登録通知書」を受領した。)

- (9) 個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われている。なお、課税仕入れ、特定課税仕入れ及び保税地域からの引取りに係る課税貨物について、課税資産の譲渡等にも要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等(以下「その他の資産の譲渡等」という。)にも要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下「共通課税仕入れ」という。)の区分については、特に指示がある場合を除き、資産の譲渡等との対応関係が明確であるものは、課税資産の譲渡等にも要するもの又はその他の資産の譲渡等にも要するものとし、これら以外のものは共通課税仕入れとする。

- (10) 課税仕入れ等については、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が法令に従って適正に保存されており、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ等について所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第52条《適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置》及び第53条の規定の適用があるものについては、同規定に定める適用要件を満たしている。

- (11) 当課税期間中において行った課税資産の譲渡等については、消費税法施行令第57条第5項第1号から第6号までの各号に掲げる第一種事業から第六種事業までの種類ごとに適正に区分

している。

- (12) 甲及び乙は、いずれも古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条の規定による古物商の許可を受けており、同法により求められる手続等を適正に履行している。

【資料】

- (1) 甲の事業所得に係る令和8年分所得税青色申告決算書(一般用)に記載されている、当課税期間の損益計算書の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科目		金額	科目		金額
売上金額	売上金額	61,389,375	経費	接待交際費	242,710
	家事消費等	0		損害保険料	743,089
	雑収入	814,453		消耗品費	1,816,954
	計	62,203,828		減価償却費	1,578,671
売上原価	期首商品棚卸高	5,047,800		福利厚生費	247,881
	仕入金額	37,426,545		給料賃金	6,716,667
	期末商品棚卸高	4,215,550		外注工賃	1,043,032
	差引原価	38,258,795		利子割引料	253,862
差引金額		23,945,033		地代家賃	547,800
経費	租税公課	1,180,100		貸倒金	154,000
	荷造運賃	45,720		支払手数料	568,194
	水道光熱費	662,473			
	旅費交通費	130,528		雑費	393,416
	通信費	470,285		計	17,372,050
	広告宣伝費	576,668		差引金額	6,572,983

【事業所得の損益計算書に関する付記事項】

イ 「売上金額」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 新車の売上高

A 事業者に対するもの 2,205,700 円

B 消費者に対するもの 20,315,400 円

上記A及びBの金額には、販売に当たって運送の利便のため分解されている部品等を組み立てた作業工賃でAに係るもの107,400円及びBに係るもの759,000円のほか、安心保証サービス料(購入後3年以内の修理工賃が無料になるサービス)としてAに係るもの82,200円及びBに係るもの878,100円がそれぞれ含まれている。

(ロ) カスタムをした新車の売上高 8,075,000 円
消費者に対するもので甲が仕入れた車両を顧客の希望に合わせてレース用に改造して販売したものである。

(ハ) 中古車の売上高
A 事業者に対するもの 942,500 円
上記金額は、中古車両について点検、清掃等を行って販売したものである。
B 消費者に対するもの 13,175,520 円
上記金額には、中古車両について点検、清掃等を行って販売したもの 2,468,000 円が含まれており、残額は中古車両の塗装や部品の取替えを行って販売したものである。

(ニ) 修理の売上高
A 事業者に対するもの
次の金額の合計額である。
a 安心保証サービスの期間中に摩耗した消耗品を交換しその実費のみを請求したもの 1,156,754 円
b 修理に伴う部品及び消耗品の代金 842,685 円
c bの修理工賃 1,278,100 円
d タイヤ交換やオイル交換に伴うタイヤやオイルの代金 4,046,545 円
e dの交換工賃 761,024 円
B 消費者に対するもの
次の金額の合計額である。
a 安心保証サービスの期間中に摩耗した消耗品を交換しその実費のみを請求したもの 1,752,419 円
b 修理に伴う部品及び消耗品の代金 257,657 円
c bの修理工賃 764,475 円
d タイヤ交換やオイル交換に伴うタイヤやオイルの代金 3,763,170 円
e dの交換工賃 840,532 円
f 顧客が持ち込んだ車両に部品を仕入れて改造する場合の部品の代金 54,412 円
g fの改造工賃 564,720 円
(ホ) レンタルの売上高 396,397 円

上記金額には、借主が負担した補償料(事故等の場合でも車両の損害が免責になる補償) 59,600 円が含まれている。

(ヘ) 飲食料品(サプリメント・プロテイン)の販売
A 事業者に対するもの 75,600 円
B 消費者に対するもの 622,080 円

(ト) 売上返品・値引

A 事業者に対するもの 357,815 円

上記金額は、上記イ(ハ)に係る中古車が返品されたことによるもの 315,700 円、上記イ(ニ)の修理工賃を請求した際に双方合意の下で売上先に差し引かれた振込手数料相当額 42,115 円の合計額である。

B 消費者に対するもの 143,500 円

上記イ(ハ)の点検、清掃等を行って販売した中古車が返品されたことによるものである。

ロ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 顧客が加入した自賠責保険や任意保険の代理店手数料 726,521 円

(ロ) モーターショーのチケット売却の差額 16,500 円

メーカーより入場チケットを 148,500 円で仕入れ、消費者に 165,000 円で売却したことによる差額である。

(ハ) 店頭にある自動販売機の設置手数料 71,432 円

ハ 「仕入金額」の内訳は次のとおりである。

(イ) 新車の購入代金 15,735,269 円

(ロ) 中古車の購入代金 15,806,144 円

顧客が新車を購入するに当たり下取りをしたもの 5,228,400 円(うち消費者からの下取りが 4,268,500 円である。)が含まれており、残額はオークションで購入したものである。

(ハ) 部品・タイヤ・オイルの購入代金 5,789,456 円

上記金額のうち、264,251 円は適格請求書発行事業者以外の者に対して支払った金額である。

(ニ) 飲食料品(サプリメント・プロテイン)の購入代金 488,376 円

(ホ) 仕入返品 392,700 円

新車の購入に当たってメーカーより受けたりべートの金額である。

ニ 「期末商品棚卸高」は、9 月 30 日に保有していた車両の合計額であり、車両に係る品名、数量等を記載した明細は保存されている。そのうち、1,352,200 円は消費者から下取りをしたものである。

ホ 「租税公課」は、店舗の固定資産税、事業税、収入印紙の購入代金、中間納付した消費税額等の合計額である。前年分に係る確定申告書の提出により確定した消費税額(当課税期間における中間申告により納付すべき消費税額の計算の基礎となる消費税額)は、1,008,200 円である。

ヘ 「旅費交通費」のうち、45,000 円は自転車通勤している従業員に係る通勤手当である。この金額は所得税法上で非課税とされる範囲に該当する。

ト 「広告宣伝費」の内訳は次のとおりである。

(イ) 地元のタウン誌への広告の掲載料 29,700 円

店舗名を毎月タウン誌へ掲載するための費用である。

(ロ) ホームページの改修費 240,000 円
ホームページを改修してもらうため適格請求書発行事業者以外の者に支払った費用である。

(ハ) ノベルティの作成費用 306,968 円
店名を記載したステッカーを作成した費用であり、適格請求書発行事業者以外の者に支払ったデザイン料 200,000 円が含まれている。

チ 「接待交際費」には、取引先に対する中元(飲食料品)の購入代金 29,700 円、取引先に対する慶弔金 50,000 円、同業者とのゴルフコンペの費用 59,340 円(領収書等で明確に区分されているゴルフ場利用税 3,800 円が含まれている。)が含まれており、残額は全て飲食代である。

リ 「消耗品費」には、軽油代 156,296 円(領収書等で明確に区分されている軽油引取税 33,447 円が含まれている。)が含まれている。

ヌ 「減価償却費」には、令和 8 年 8 月に取得した工具の購入代金 536,600 円分が含まれている。

ル 「福利厚生費」のうち、62,655 円は従業員に係る労働保険料の事業主負担分であり、残額は飲食代である。

ヲ 「地代家賃」は倉庫の賃借料 445,500 円と令和 8 年 5 月から借りている区画されている駐車場の賃借料 102,300 円の合計額である。

ワ 「貸倒金」は、取引先事業者が令和 8 年 3 月に破産し、回収不能となった中古車両の代金 132,000 円、タイヤ交換の際のタイヤ代 18,700 円、交換工賃 3,300 円の合計額である。

カ 「支払手数料」は、クレジットカードの加盟店手数料である。

ヨ 「雑費」には、定期購読契約に基づく日刊新聞の購読費用 44,100 円、同業者団体の会費(その団体の業務運営に必要な通常会費) 81,750 円が含まれており、残額は課税仕入れに該当する。

タ 「荷造運賃」、「水道光熱費」、「通信費」及び「外注工賃」は、全て課税仕入れに該当する。

レ 甲の事業専用通帳に国内金融機関からの普通預金利息として令和 8 年 2 月に 26,215 円(源泉所得税及び復興特別所得税、地方税の税引前の金額 32,898 円)、同年 8 月に 35,166 円(源泉所得税及び復興特別所得税、地方税の税引前の金額 44,131 円)が入金された。

(2) 甲の前年及び前々年の取引の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

取引の状況	自令和 6 年 1 月 1 日 至令和 6 年 12 月 31 日	自令和 7 年 1 月 1 日 至令和 7 年 12 月 31 日
I 資産の譲渡等の金額	54,944,632	62,567,683
I のうち飲食料品の譲渡に係るもの	726,253	976,352
I のうち非課税取引に係るもの	43,211	62,526
II I の売上げに係る対価の返還等 (非課税取引に係るものはない)	354,344	218,424
II のうち飲食料品の譲渡に係るもの	0	0

- (3) 乙の事業所得に係る令和8年分所得税青色申告決算書(一般用)に記載されている損益計算書に含まれる令和8年10月1日から同年12月31日までの取引の状況は次のとおりである。

(単位:円)

科目		金額	科目		金額
売上金額	売上金額	23,615,952	経費	接待交際費	84,120
	家事消費等	3,500		損害保険料	249,900
	雑収入	414,936		消耗品費	920,394
	計	24,034,388		減価償却費	1,533,201
売上原価	期首商品棚卸高	5,010,127		福利厚生費	79,909
	仕入金額	13,402,205		給料賃金	2,714,500
	期末商品棚卸高	2,864,971		外注工賃	247,673
	差引原価	15,547,361		利子割引料	95,170
差引金額		8,487,027		地代家賃	523,100
経費	租税公課	105,000		貸倒金	0
	荷造運賃	289,520		支払手数料	231,216
	水道光熱費	339,218			
	旅費交通費	56,320		雑費	146,559
	通信費	126,041		計	8,031,841
	広告宣伝費	290,000		差引金額	455,186

【事業所得の損益計算書に含まれる取引の状況に関する付記事項】

イ 「売上金額」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 新車の売上高

A 事業者に対するもの 1,542,542 円

B 消費者に対するもの 5,501,468 円

上記A及びBの金額には、販売に当たって運送の利便のために分解されている部品等を組み立てた作業工賃でAに係るもの 35,800 円及びBに係るもの 92,900 円のほか、安心保証サービス料(購入後3年以内の修理工賃が無料になるサービス)としてAに係るもの 26,540 円及びBに係るもの 231,800 円がそれぞれ含まれている。

(ロ) 中古車の売上高

A 事業者に対するもの 275,000 円

上記金額は、中古車両について点検、清掃等を行って販売したものである。

B 消費者に対するもの 3,463,020 円

上記金額には、中古車両について点検、清掃等を行って販売したものの 1,352,150 円が

含まれており、残額は中古車両の塗装や部品の取替えを行って販売したものである。

(ハ) 修理の売上高

A 事業者に対するもの

次の金額の合計額である。

a 安心保証サービスの期間中に摩耗した消耗品を交換しその実費のみを請求したもの	63,542 円
b 修理に伴う部品及び消耗品の代金	135,240 円
c bの修理工賃	531,420 円
d タイヤ交換やオイル交換に伴うタイヤやオイルの代金	1,687,211 円
e dの交換工賃	527,260 円

B 消費者に対するもの

次の金額の合計額である。

a 安心保証サービスの期間中に摩耗した消耗品を交換しその実費のみを請求したもの	373,776 円
b 修理に伴う部品及び消耗品の代金	68,163 円
c bの修理工賃	300,985 円
d タイヤ交換やオイル交換に伴うタイヤやオイルの代金	798,666 円
e dの交換工賃	225,967 円

(ニ) レンタルの売上高 3,042,872 円

上記金額には、借主が負担した補償料(事故等の場合でも車両の損害が免責になる補償) 370,300 円が含まれている。

(ホ) 飲食料品(サプリメント・プロテイン)の販売

A 事業者に対するもの 16,200 円

B 消費者に対するもの 46,080 円

(ヘ) サイクステーションの利用料金 3,844,000 円

上記金額は、ロッカー、休憩所、シャワールーム等の利用料である。

なお、乙の友人に対し 5,000 円で利用させたものが含まれており、当該利用料の通常収受すべき金額は 10,000 円である。

(ト) お土産等の売上高 1,286,550 円

サイクステーションで販売しているお土産、飲食料品の売上げに係る金額で、全て消費者に対するものである。上記金額には、飲食料品の売上高が 450,000 円含まれている。

また、乙の友人等に対し、飲食料品(定価 3,000 円、仕入金額 1,400 円)を 500 円で販売したものが含まれている。

(チ) 売上返品・値引 114,010 円

令和 8 年 9 月 30 日に乙が販売した車両が作動不具合のために令和 8 年 10 月 3 日に返品

されたもの 75,000 円及び修理工賃を請求した際に双方合意の下で売上先に差し引かれた振込手数料相当額 39,010 円の合計額である。なお、返品を受けた車両は再整備をして販売され、上記イ(ロ)Bの売上げとして計上されている。

ロ 「家事消費等」は、乙の友人に対し、プレゼントしたキーホルダー 5 個の合計金額である。

なお、このキーホルダー 1 個の通常の販売価格は 1,000 円、仕入価格は 600 円である。

ハ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。

(イ) 顧客が加入した自賠責保険や任意保険の代理店手数料	213,256 円
(ロ) 店頭にある自動販売機の設置手数料	21,080 円
(ハ) 自転車の配送料	180,600 円

ニ 「期首棚卸高」は令和 8 年 10 月 1 日における車両の棚卸高である。なお、内訳は次のとおりである。

(イ) 甲店の棚卸高	4,215,550 円
------------	-------------

上記金額は車両の棚卸高であり、消費者から下取りをしたもの 1,352,200 円が含まれており、車両に係る品名、数量等を記載した明細は保存されている。

(ロ) 乙事業の棚卸高	794,577 円
-------------	-----------

上記金額には適格請求書発行事業者以外の者から仕入れた飲食料品代 25,920 円が含まれており、残額は車両の棚卸高である。飲食料品及び車両に係る品名、数量等を記載した明細は保存されている。

ホ 「仕入金額」の内訳は次のとおりである。

(イ) 新車の購入代金	8,014,513 円
(ロ) 中古車の購入代金	3,551,400 円

上記金額には、消費者に新車を販売する際、下取りをしたもの 1,542,000 円が含まれており、残額はオークションで購入したものである。

(ハ) 部品・タイヤ・オイルの購入代金	1,627,394 円
---------------------	-------------

上記金額のうち、187,000 円は適格請求書発行事業者以外の者に支払った金額である。

(ニ) 飲食料品の購入代金	292,068 円
---------------	-----------

上記金額のうち、120,000 円は適格請求書発行事業者以外の者に支払った金額である。

(ホ) 仕入返品	83,170 円
----------	----------

新車の購入に当たってメーカーより受けたりべートの金額である。

ヘ 「租税公課」は、甲の事業税及び収入印紙の購入代金である。

ト 「旅費交通費」のうち、15,000 円は自転車通勤している従業員に係る通勤手当である。この金額は所得税法上で非課税とされる範囲のものに該当する。

チ 「広告宣伝費」の内訳は、次のとおりである。

(イ) ホームページの運営費用	240,000 円
-----------------	-----------

上記金額は全て国内事業者を支払ったものであり、ホームページを改修してもらうため

適格請求書発行事業者以外の者に支払った 50,000 円が含まれている。

(ロ) レースの協賛金 50,000 円

自転車レース大会の協賛金であり、パンフレットに協賛者として乙事業において乙が運営する店舗名が記載されている。なお、主催団体は適格請求書発行事業者以外の者である。

リ 「接待交際費」には、取引先に対する歳暮(飲食料品)の購入代金 32,400 円及び配送料 6,600 円並びに取引先に対する慶弔金 20,000 円が含まれており、残額は全て飲食代である。

ヌ 「消耗品費」には、軽油代 256,296 円(領収書等で明確に区分されている軽油引取税 23,447 円を含む。)が含まれている。

ル 「福利厚生費」には、従業員と行ったバーベキューの費用 42,468 円(飲食料品の購入代金 25,464 円、酒類の購入代金 17,004 円)が含まれており、残額は忘年会などの飲食店での飲食代である。

ヲ 「地代家賃」は店舗の家賃 400,000 円、倉庫の賃借料 89,100 円と区画がされた駐車場の賃借料 34,000 円の合計額である。

ワ 「支払手数料」はクレジットカードの加盟店手数料である。

カ 「雑費」には、定期購読契約に基づく日刊新聞の購読費用 14,100 円、月刊誌の購読費用 4,950 円、同業者団体の会費 30,000 円(その団体の業務運営に必要な通常会費)が含まれており、残額は全て課税仕入れに該当する。

ヨ 「荷造運賃」、「水道光熱費」、「通信費」及び「外注工賃」は、全て課税仕入れに該当する。

タ 乙の令和 8 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの課税売上高は、28,391,541 円である。

